

## 広島県土木建築局における事故等速報（様式）の一部改正について（お知らせ）

令和8年4月1日

土木建築局技術企画課長

広島県土木建築局発注の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び地域維持業務等（以下「工事等」という。）において、次のとおり、「事故等速報（様式）」を一部改正します。

### 1 「熱中症等速報（様式1-1）」の新規制定

作業場内及び隣接区域等での事故又は異常事象が発生した場合、直ちに監督職員等に通報するとともに、「事故等速報（様式）」により速やかに報告することとしています。しかし、工事関係者に熱中症等の自覚症状（又は疑いのある症状）が発生した場合については、新規制定する「熱中症等速報（様式）」により報告することとします。

| 改正前           | 改正後                        |
|---------------|----------------------------|
| 事故等速報（様式1）    | 熱中症等速報（様式1-1） ※熱中症等が発生した場合 |
|               | 事故等速報（様式1-2） ※上記以外の場合      |
| 工事等事故報告書（様式2） | 同左                         |

### 2 「工事等事故報告書（様式2）」を必要とする事故の範囲

工事等において発生した事故が軽微な場合は、工事等事故報告書（様式2）の「事故報告書（別紙1）及び事故詳細調書（別紙2）」は提出を不要としていましたが、詳細な事故の把握や安全管理等の徹底を図るため、「重大な案件※」につながる恐れがあったと認められる場合は、工事等事故報告書の提出を求めることとします。

※ 重大な案件とは、「死亡事故」、「不特定多数に影響する公衆災害」及び「報道がなされる可能性があるもの」をいう。

### 3 掲載場所

広島県の調達情報トップページ>様式集>共通

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06yousiki.html>

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行します。